

# 岐阜県公報

号外(一) 令和元年六月十四日

## 選挙管理委員会告示

### 選挙管理委員会告示

#### 目次

|   |           |   |
|---|-----------|---|
| 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数                     | (選挙管理委員会) | 一 |
| 岐阜県選挙執行規程の一部改正                                  | (同)       | 二 |
| 政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部改正                  | (同)       | 三 |
| 政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部改正 | (同)       | 三 |
| 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定                           | (同)       | 三 |

### 岐阜県選挙管理委員会告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和元年六月十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 令和元年6月3日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数  
1,679,386人
- 2 総数の50分の1の数  
33,588人
- 3 総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

309,924人

| 選挙区名   | 総数(人)   | 3分の1の数(人) |
|--------|---------|-----------|
| 岐阜市    | 338,877 | 112,959   |
| 大垣市    | 147,391 | 49,131    |
| 高山市    | 75,144  | 25,048    |
| 多治見市   | 93,223  | 31,075    |
| 関市・美濃市 | 90,521  | 30,174    |
| 中津川市   | 65,357  | 21,786    |
| 瑞浪市    | 31,421  | 10,474    |
| 羽島市    | 55,771  | 18,591    |
| 恵那市    | 42,265  | 14,089    |
| 美濃加茂市  | 42,513  | 14,171    |
| 土岐市    | 48,505  | 16,169    |
| 各務原市   | 121,331 | 40,444    |
| 可児市    | 94,899  | 31,633    |
| 山県市    | 22,988  | 7,663     |
| 瑞穂市    | 42,528  | 14,176    |
| 飛騨市    | 20,759  | 6,920     |
| 本巣市    | 42,935  | 14,312    |
| 郡上市    | 35,312  | 11,771    |

|     |        |        |
|-----|--------|--------|
| 下田市 | 27,645 | 9,215  |
| 海津市 | 29,373 | 9,791  |
| 羽島郡 | 39,061 | 13,021 |
| 養老郡 | 24,433 | 8,145  |
| 不破郡 | 28,474 | 9,492  |
| 安八郡 | 20,003 | 6,668  |
| 揖斐郡 | 56,832 | 18,944 |
| 加茂郡 | 41,825 | 13,942 |

岐阜県選挙管理委員会告示第十七号

岐阜県選挙執行規程（昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月十四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

第三十七条第一項中「用紙に記載し」を「原稿用紙（県委員会が提供する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）に記載し、又は記録し」と改め、同条第二項中「裏面」を「書面による標識文を添付するものを除く、前掲写「真の裏面」と改めろ。

第三十八条第一項中「黒色の色素により記載し」を「無彩色色で記載し、又は記録し」と改め、同条第二項中「若しくは第八項」を削り、「第二項若しくは第五項」を「若しくは第八項」とし、「に記載し」を「に記載し、又は記録し」と改め、同条第三項中「記録し」を「記録し、又は記録し」と改め、同条第五項中「記録しよもの」を「記録し、又は記録しよもの」とし、「を記録する部分」を「の部分に係る面積」とし、「用紙」を「原稿

用紙」に、「記載すること」を「記載し、又は記録すること」に改める。

第四十条第一項中「第三十七条又は」を「第三十七条若しくは」に、「記載した」を「記載し、若しくは記録した」に、「第四十二条の規定により」を「掲載文を」に、「文字の記載」を「掲載文の記載又は記録」に改める。

第四十一条中「修正しようとするときは」の下に「原稿用紙に」を加え、「記載し直した」を「記載し直し、又は記録し直した」に改める。

第四十二条を次にように改める。

第四十二条 削除

第四十四条中「第六十六条第一項又は」を「第六十六条第一項若しくは」に、「第八十六条第九項又は」を「第八十六条第九項若しくは」に、「又は候補者」を「又は当該候補者」に、「第九十一条第一項又は」を「第九十一条第一項若しくは」に改める。

附 則

この規程は、令和元年六月十四日から施行する。

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程（平成二十年岐阜県選挙管理委員会告示第百三三号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

第八条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法に基づき国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年岐阜県選挙管理委員会告示第百七号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

第十八条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第二号様式中「**中外**」を「**中外**」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

岐阜県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

令和元年六月十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

| 名             | 称   | 所             | 在 | 地 |
|---------------|-----|---------------|---|---|
| 社会福祉法人サン・ビジョン | 介護老 | 岐阜市高砂町1丁目17番地 |   |   |
| 人福祉施設         | 介護老 | 岐阜市高砂町1丁目17番地 |   |   |
| 社会福祉法人サン・ビジョン | 介護付 | 岐阜市高砂町1丁目17番地 |   |   |
| 福祉老人ホーム       | 介護付 | 岐阜市高砂町1丁目17番地 |   |   |
| 社会福祉法人サン・ビジョン | 介護付 | 岐阜市高砂町1丁目17番地 |   |   |
| 福祉老人ホーム       | 介護付 | 岐阜市高砂町1丁目17番地 |   |   |

令和元年六月十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一號  
岐阜県庁

編 集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三 一  
岐阜県文芸社